

平成 28 年度第 1 回二宮町下水道運営審議会会議録

日時 平成 28 年 11 月 1 日（火） 午後 2 時 00 分から午後 3 時 30 分

場所 二宮町役場 2 階 第 1 会議室

出席者 大田博樹委員（会長）、添田米美委員（副会長）、桑原英俊委員、渡部茂樹委員、海野淳委員、松尾武保委員、村田耕一郎委員、土谷美智代委員

欠席者 なし

事務局 都市部長、下水道課長、業務班長、工務班長、業務班主任主事、業務班主事補

傍聴者 なし

1 開会

2 委嘱状交付

新たに委員に就任された大田委員及び渡部委員に町長より委嘱状が交付された。

3 町長あいさつ

4 委員紹介

5 会長・副会長の選出

事務局 二宮町下水道運営審議会条例第 6 条第 1 項で会長・副会長は委員の互選により定めると規定されております。互選の方法について、ご意見等ありましたらお願いいたします。

～ 事務局一任 ～

事務局 ただいま事務局に一任していただけるとのご発言がありましたので、事務局より推薦させていただきたいと思えます。

会長は、新たに委員になられました大田委員、副会長は前任期中副会長を務めていただいた添田委員にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

～ 異議なし ～

事務局 ありがとうございます。それではご異議がないということですので、ご賛同の方は拍手をお願いします。

～ 全委員拍手 ～

事務局 ありがとうございます。全員のご賛同を得ましたので、大田委員に会長、添田委員に副会長をお願いいたします。

6 会長・副会長あいさつ

事務局 本日は委員全員の出席をいただいておりますので、審議会条例第7条第2項の規定により会議は成立していることを報告させていただきます。

事務局 それでは、次第7の議事に移ります。議事の進行につきましては、審議会条例の規定により会長が議長となりますので、大田会長にお願いいたします。

議長 では、条例の規定により議長を務めさせていただきます。スムーズに議事が進みますようにご協力をお願いいたします。

議事に入ります前に皆様にお諮りいたします。この審議会は原則公開となっております。内容について公開して問題ないと思われませんが、いかがでしょうか。

～ 異議なし ～

議長 異議なしとのことですので、本日の会議は公開とさせていただきます。傍聴者の方がおられましたら、入室をお願いします。

事務局 傍聴者はおられませんので、このまま進行をお願いいたします。

7 議題

議長 それでは、議題に入ります。議題の1「二宮町下水道事業の経営状況等について」を議題とします。事務局よりお願いいたします。

(1) 二宮町下水道事業の経営状況等について

- ・平成27年度決算状況について
- ・下水道使用料対象経費について

○資料に基づき事務局より説明

【質疑・応答】

委員：今の説明の中で、使用料収入は少しずつ増えている、差引もわずかではあるが減っているとのことですが、これから先、例えば来年・再来年の見通しは、やはりこういった推移（使用料収入は増え、差引は減っていく）ということですか。使用料収入は頭打ちになると思いますが。この辺の見通しはどうなのでしょう。

事務局：昨年の運営審議会でも平成42年度までのシミュレーションをお示しさせていただきましたと思いますが、概ねそこから大きな変動はありません。

まず、収入の面ですが、使用料収入は、平成32年度までは微増の状況が続くと考えられております。それ以降については、整備の完了（終息）や人口減少などにより微減に転ずるといふふうに考えられています。

費用面については、徐々に微増と考えられておりまして、なかでも資本費

が平成31年度から平成32年度あたりで一度大きく上がるという予測があります。この原因は、これまでに借りてきた下水道事業債の据置期間が終了することによって一時的に元利償還金の額が上がることによるものです。

将来的な見通しについては以上です。

委員：ここから先、今まで整備してきた設備の修理と言いますか、そういうのも増えていく可能性がありますよね。そういうのもこの費用の中に足していかなければならない。そういうふうな見通しも考えているのですか。

事務局：今のシミュレーションの中では、大規模な更新費用は見込んでいないのですが、二宮町の工事を始めたのが平成3年、ちょうど25年経ったところです。耐用年数は、一般的には50年と言われてはいるのですが、そこまで到達する前に少しでも直しながら長寿命化していくというのが、今のスタイルと申しますか、なるべくお金がかからないように、かかるお金は平準化してというのがスタイルですが、今出しているシミュレーションの中では大規模な更新費用は含まれていません。ただ、整備が終わった後にそういった費用がかかってきますので、そういったものも含めたシミュレーションが必要になってくるのではないかと考えています。

委員：枝管は大したことはないと思いますが、本管が何らかの形で破損してくると道路工事も含めてかなりの費用負担になりますよね。そういうのはだいたい先というふうに考えているのですか。

事務局：だいたい先と申しますか、おそらくという言い方になってしまうのですが、作った時の費用かそれ以上のものがかかってくると思われれます。それをそのまま使おうとするとまた同じように借金をしなければならないことになってしまいますので、そこをいかに費用をかけずにできるだけ壊れないうちに早く直す考えを、これから長寿命化の計画を作り、シミュレーションしようと考えています。

委員：分かりました。確認なのですが、道路の工事と下水道管の工事は担当課が異なるとは思いますが、その工事費はこちらに盛り込まれるのですか。

事務局：下水道工事で発生した道路を元に戻す費用は下水道工事費に含まれます。

委員：今、減価償却費は0ですが、管を更新しなければいけない時期になると計上されるものですか。

事務局：減価償却費は地方公営企業法による会計制度に移行をした場合に減価償却の考え方が適用されるようになります。まだ地方公営企業法による移行をしていませんので、移行した際は減価償却費が出てきます。

委員：値上げした後の町民の反応について、どういうふうに受け入れていますか。

事務局：7月に改定させていただきまして、10月末までに電話・メールでの問い合わせ件数が11件ありました。その中で負担が大きいという声はあまりなく、使用料改定の根本的な考え方などのご質問が多くありました。ですので、

今回の値上げの幅と申しますか、133円から151円へ上げた金額は妥当と考えています。

委員：9月の決算議会が終わったのですが、議会でどのような審議をされたか委員会の中身はなかなか知る由がないものですから、下水道会計のどの辺のところが審議されたのか、参考で結構ですでお聞かせください。

もう一つは下水道使用料の関係で、97.9%の徴収率ということで、未納額が2.1%あるのですが、具体的な額と過去の滞納額がどれぐらいになっているのかと、その対処方法はどういうふうになっているのか、県の方と一緒にいるので、そちらの方でとなるとと思いますが、その辺りをお聞かせください。

それから、国庫補助金について、これは基準どおり出されているのかどうか、その率をお聞かせください。

事務局：まず一点目の平成27年度決算の議会での質問なのですが、下水道事業に対しては良い評価をいただきました。と言いますのは、雨水対策をやっておりまして、釜野の道路冠水をした地区ですね、そこを別に雨水管を設けまして、その工事をやって以降、ある程度の雨が降っても道路冠水がなくなったということで、そこを褒めていただきました。その他の下水道工事につきましても、計画どおり事業推進が行われているということで、表決の中では全員の方に賛成をいただいて、下水道会計は認められました。

下水道使用料につきましては、上下水道料金一括納付ということで水道局に委託しております。毎年滞納が発生してくるのですが、それは5年間水道局にお願いすることになっています。債権がこちらに来るのは時効に近いものになります。過去の未納額は、ここのところ段々増えております。平成27年度は53万4千円、平成26年度は34万余円となっています。内容を分析しますと、以前も説明したかと思いますが、アパートなどで住民票無届で転出してしまったり、独居で亡くなってしまったりということがこのところ多く見受けられます。

国庫補助金につきましては、ここ2、3年なのですが、平成26、27年と満額には達せず下降線をたどった形での配当となっています。今年度につきましては、満額をいただいている状況です。実際、昔に比べると今安定的にいくらくるというのが先読みできない状況になっています。

委員：国庫補助金について、具体的にどのぐらいの差があるのですか。

事務局：平成27年度は要望額に対して約75%です。

事務局：決算の補足をさせていただきますと、料金改定の審議をしていただきまして、料金改定をしたということの評価と、下水道アクションプランを策定したこと、この後説明させていただきますが、整備のエリアを残念ながら縮小して下水道の経営の方を重視して進めていることに評価をいただきました。

委員：先程の国庫補助金75%というのは、100%から75%に下げられた根拠は何ですか。

事務局：根拠は特になく、国の予算の配分で決まってしまうものです。

議長：下水道事業に関する補助金は日本全国75%ということですか。

事務局：それは団体によって違います。

議長：その違いはどこからくるのですか。

事務局：具体的な差は分かりません。本年度については100%いただいております。

“二宮町はこういう理由だからこれだけですよ”というものが出来ないもので、はっきりしたものは分かりません。

委員：先程の未納の件で気になることがあったのですが、5年間で時効になる時にこちらにくるということは、回収不能ということですか。

事務局：そうですね。時効が5年間ということで、神奈川県企業庁さんをお願いしているのが時効分までで、一括徴収でお願いしていますので、5年経ったものがこちらに債権としてきます。

委員：それはもう収入にはならないということですか。

事務局：不納欠損です。

委員：負担は誰がするのでしょうか。

事務局：使った分について、これは取れませんでしたということで、収納不能ということで落としてしまいます。

負担は誰がということになると、使用料だったり、税金だったりということになります。

委員：こちらでは対策がとれないということですか。

事務局：はい。

委員：この先二宮町では高齢化する状態だと負担が増える可能性がある。今は微々たる金額ですが、これがやがてどこかでということになりますよね。

事務局：そうですね。まずアパートに独居でおられる方が、住民票を動かさずにどこかに行ってしまう、こういうのは所在不明になってしまうので、追いかけるのがないです。

委員：私の感覚なのですが、“へえ払わない人がいるのか、いいな。”という人が他にも増えるとちょっとどうなのかなと思いました。

事務局：追跡できるところは追跡しています。

委員：マイナンバーのおかげで追跡できるかもしれません。

委員：今未納の話が出たのですが、ざっくりした話で言いますと、料金は一括して徴収していますので、もちろん水道料金も含めて県水の方で未納対策は委託をしてやらせていただいているのですが、最終的に8割ぐらいは回収されています。ですから、最初の1年の未納率は0.3~0.5%くらい発生するのですが、最終的にその8割を回収しますので0.1%くらいが残ってします。先程言いましたように、未納して一回止めるのですが、その一ヶ月・

二ヶ月分を払っていただくとまた開栓してというその繰り返しと実際に転居してしまった方はそれ以上追いかける費用と回収する費用との関係もあるのですが、どうしてもなかなか追いかけきれないところがあります。

下水は5年間ですが水道はもっと短い、確か2年間ですけども、上下水道一括でやっていますので、下水に合わせて5年間は最終的に追いかける形で、そこで処理をするという形です。

未収と言うとかなりのお金をもったいないと思われるかもしれませんが、率的にはかなりのものを回収しているというところですよ。

委員：先程“料金改定”ということがあったのですが、7月から改定ということは、7月に使った使用料から改定されるということですよ。そうしますと、水道は二ヶ月検針ですので、例えば6月に検針したものと次に8月に検針しますので、二ヶ月遅れます。ですので、7月から値上げですと、9月の検針分からその値上げが反映されるということですので、実際にお客様が払われているのはまだ1回ぐらいですので、まだ実感がないのではないかなど。これから8月以降の検針分を請求しますので、その辺でまたご意見が出てくる可能性もあるのかなとは思いますが、上下水道一括ですので、一括した金額で徴収しますので、その中で下水の値上げ分がどれぐらい響くかというのは使用量によって変動がありますので、そういうふうには捉えられてしまえば実際の痛みというのは感じない可能性はありますね。

議長：使用料収入の影響がこれから出てくるので、それを見ながら今後の経営改善の分析をしていけばよいのかなと思います。

議長 他にご意見がないようですので、次の議事に移りたいと思います。2番の「下水道アクションプランについて」を議題にします。では、事務局より説明をお願いします。

(2) 二宮町下水道アクションプランについて

○資料に基づき事務局より説明

【質疑・応答】

委員：汚水処理施設整備区域図（P2）について、赤と緑が一緒に引いてあるところは変わらないということですか。

事務局：この図が小さくて分かりにくいのですが、基本的に薄い青色が今年度も含めてまだ整備が残っている区域です。茶色でベタ塗りしているところが、合併浄化槽の区域です。赤い線と緑の線というのは、赤の線というのが全体計画の525.7haを示している区域です。緑の線は下水道の整備の区域境

というところになります。

委員：初めての話なのでよく分からないのですが、茶色の所を整備した場合に工事費がかかりますよね。それで時間もかかるので、合併浄化槽にしてその汚泥は桜美園を整備して、そこで処理して、放流水を下水道に繋ぐということですか。

事務局：茶色の区域は市街化調整区域ですので、そこまでの整備をするには10年間では期間も足りないということで、ここで線を引いているのですが、こちらの区域のし尿や汚泥を今までどおり浄化槽からくみ上げたものを桜美園で処理をするわけではなくて、希釈して投入していくということです。

委員：ということは、桜美園を改修して、何らかの汚水処理の機能をということではないのですね。

事務局：はい。

委員：早い話が、タンクに入れて水で薄めて下水の本管に流すと、そういう話ですね。

事務局：イメージ的には、あそこで今までどおり処理をするというイメージではないです。あくまでも各家庭から集めてきたし尿・汚泥というものをそのまま下水道に流すと問題がありますので。

委員：中継タンクのような感じですよ。

事務局：そうですね。イメージ的にはそんな感じです。

事務局：補足をしますと、桜美園のし尿処理施設の改修ですが、希釈をして下水道へ流すということなのですが、希釈だけですと、薄めるのにそれだけ水を多く使うと流す量も増えるので費用もかかってしまうということで、今担当の方では凝集沈殿で、ある程度流す量を減らしてできないかということのを今、実施計画の中で盛り込んでやっているところです。

委員：凝集沈殿の場合は沈殿した汚泥の処理が出てくるのではないですか。

事務局：そうですね。それは焼却処理になります。

委員：それはどこに持っていくのですか。凝集してもただ焼却ということはできませんよね。更に濃縮して脱水するという工程が出てきますから。

事務局：そうですね。今のところ具体的な搬出先はまだ決まっていないのですが、脱水した汚泥については外部排出して処理することを考えています。

委員：凝縮した汚泥を脱水するにはそれなりの装置がいりますからね。これまたお金がかかりますのでね。

事務局：そうですね。その辺の費用の比較を今やっております。

委員：その費用も下水道の会計から出るのですか。

事務局：それは町（環境部局）の会計から出ます。

事務局：し尿処理施設そのものが老朽化していて直さなければいけないというところで、色々な手法を考えて、この方向がよいのではないかとということで、費用的な面も含めて、まだ計画を進めている段階です。

委員：後は、合併浄化槽としての区域とした場合、今合併浄化槽として使っている場合もありますが、そうでない浄化槽である場合もあるのですよね。その場合は、合併浄化槽にする費用というのと、処理のレベルをどういうふうに保つかということ。中には今の浄化槽をマンホールの蓋が溢れるまで使っているお宅もあるわけですね。蓋が浮いてくるわけですよ。その辺のレベルの管理というのも必要になるわけですね。

議長：おそらく、アクションプランに含めて検討されていると思います。

委員：初歩的な話ですが、合併浄化槽の仕組みを教えてください。

事務局：従来から使っていた浄化槽というのは単独浄化槽というもので、し尿のみを処理して公共水域に流す、だから台所・お風呂・洗面所の水は処理せずにそのまま流すのが今までの手法だったのですが、合併浄化槽はトイレ以外の生活排水も全て処理して公共水域に流す仕組みになっている浄化槽で、簡単に言うと小型の下水処理場と認識していただければと思います。

委員：管末はどうなるのですか。

事務局：管末は、現状は道路側溝や道路の中に入っている暗渠から川や海に流れるようになっている。下水処理場には行かないで、そのまま海や川に流れるということになっています。

委員：きれいなものが流れるということですか。

事務局：はい。

委員：前に伺った時に、アンケートを取るということを伺ったのですが、取ったのですか。

事務局：アンケートについては実施していません。先程も申し上げましたとおり、今回整備計画を作るにあたりましては、時間軸、10年という期限ができて、10年間ですと今区域を定めている市街化区域と一部の調整区域、こちらで目一杯だった状況ですので、これで計画を策定させていただきました。アンケートをしておりませんので、今後、先程申し上げました一色・川勾地区への地域説明会は開いた中で、こういう計画でいきますということを説明させていただきたいと考えております。

議長：審議会の中で情報共有したいので、今のアンケートについて、詳細をお話してください。

事務局：区域から選別されるとなると、住民の方の意識調査ですね、そういった内容のものを考えていたのですが、前述の背景の元に今回実施ができなかったというところです。

議長：何に対する意識調査ですか。

事務局：簡単に言ってしまうと、公共下水道の整備を望むか望まないか、現行の居住環境でいいのかどうかという意識調査を考えておりました。

議長：いつ頃に予定されていたのですか。

事務局：昨年の当初です。

- 議長：昨年住民の方向けに公共下水道の整備を希望するかどうかの意識調査をする予定だったということですか。
- 事務局：そうですね。そういうものも踏まえた計画でいたのですが、現実はこちらの形になってしまったということです。
- 委員：P1に「事業計画区域448haと桜美園を合わせた区域を全体計画区域とする変更が最善である」と大きく謳っているのですが、何を以て最善と言っているのでしょうか。
- 事務局：基本的に10年間で、何らかの生活排水処理に転換していきましょうという方針の中で、下水道の整備が10年間でどこまでできるか、それも今以上の負担をかけないでできるかということを考慮し、今の市街化区域が時間的にも費用的にも無理なくできる場所だという判断です。
- 委員：時間と財源が、このプランだと今考えられる中では最善だと、そういうことで理解してよろしいですか。
- 事務局：はい。だいたい1年間で1億5千万円から2億円ぐらいの整備費、これが今の事業費とあまり変わらないので、今後10年で無理なく整備できるのではないかと考えました。
- 委員：公共下水道の部分ですよ。そうすると一番問題になるのはやはり合併浄化槽になる地域なのです。当然のこととして、合併浄化槽は家の建て替えをしない限りは直さないのしょう。それとも町の方で積極的に補助を出すので、どうぞ今の浄化槽を合併浄化槽に引き上げてくださいますかと言う話をされるのかどうなのか。当然そこまではやらないでしょう。
- 事務局：そうですね。今のお話しの中で、合併浄化槽に切り換えていただくお宅は昔ながらの汲み取りのお宅とトイレだけを処理する単独浄化槽、主にこの二つです。今合併浄化槽になっているお宅は、そこは建て替えの時が対象になるかなと考えております。ですから、今言ったこの二つについては切り換えをお願いしていくことになります。
- 委員：そうすると、町全体の捉え方としては、時期的に遅くなってしまいうわけですよ。
- 事務局：浄化槽になる区域はどちらかという受け身になりますので、やはりスピードは落ちます。
- 委員：一番心配するのは、公共下水道になった地域とならなかった地域との受益の差がこのままで最善なのかどうなのか。その辺のところが一番心配するところなのです。
- 議長：受益の差とは何でしょうか。
- 委員：公共下水道には一定のお金を使って整備していただいたと、ところが合併浄化槽については、これからどういう補助対象になるか分かりませんが、個人負担になるのか役場がやってくれるのか、個人負担になってしまうと、今の接続する費用と合併浄化槽になる費用とがイコールだったらそんな

に不満がないのだろうけど、差がついてしまうとしたら不満が出てしまう。そういうことです。

議長：それぞれの建物の状況とか家族構成によって異なるので平等な比較は難しいかもしれません。

委員：不満が出なければよいなと思うのですが。

委員：浄化槽の場合は、先程の環境部局の予算ですよ。下水の予算ではないですよ。そうであればお金は払っていないので、そういった差は生じないと思うのですが。

委員：合併浄化槽であればそれで十分であるということですか。例えば、接続率の関係も出てくると思うので。

委員：それは合併浄化槽の処理能力をどの程度にするかの維持管理にもよるでしょうけど、例えば大量の水が流れた場合に流出する可能性はあるわけですよ。

委員：合併浄化槽は、バクテリアが食べて管理するのですから、それでその水を排水口を通して流す、汚泥については汲み取りをして処理をします。さっきの沈殿法ではないですが、そのようにやっているわけですから。

議長：今の論点は、合併浄化槽と公共下水道による個人負担について不満が出ないかどうかということですね。

事務局：部署が違うのですが、浄化槽の切り換えに対する補助制度というものを現在考えておまして、限度額と補助金という形ですので、100%町が負担するというものではないのですが、そういったものを制度化しまして、そこでどっちが費用的に個人がもつメリットがあるかないかそこは難しいところだと思いますが、町としてはそういったものも補助しながら合併浄化槽への切り換えもスムーズにいくようなことを考えて同時に進めています。

委員：自分がこの委員になる時に市街化調整区域については一定の形で検討して欲しいよということ望んで委員になったので、こういう形で出させていただいたことについては凄く評価したいのです。ただ細かい部分で詰めなければいけない部分が沢山あるのかなと思いますけども、不公平感の無いような形での取り組みを是非お願いしたいと思います。

議長：この話の前提として、公共下水道と合併浄化槽では個人負担の額が違うということですか。

事務局：全く同じにはなりません。公共下水道であってもそれぞれのお宅の大きさですとか立地によって負担が変わってきますので、まるっきり同じにはできません。そこはご理解いただきたいと思います。

委員：確かに、町の公共下水道を引く場合に宅内ますまでは作ってもらえるのですが、家からその宅内ますに結ぶ費用が家によって違ってきますよね。

事務局：はい。距離などの条件によって違います。

議長：その辺は、完全な平等は無理だと思います。

委員：合併浄化槽の話が突然出てきたのですが、これは個人で持つのですが、それとも私のように団地でまとめて持つものですか。ここの考え方では個人の持ち物ということですか。

事務局：はい。

委員：そんなにまずは大きくないですよ。

事務局：はい。具体的な寸法は、今は分かりませんが。

委員：そうすると、大きな浄化槽だとある程度貯めてバクテリアで処理してということは可能でしょうが、個人の場合だと、例えばお風呂の水を一気に流した場合、お風呂の水、例えば180Lを貯めるまちはないと思います。そうするとそのまま流れてしまうということはないのですか。

事務局：それに対応する浄化槽の規模にはなっていると思います。寸法がはっきりとは出ないのですが、今までの単独浄化槽よりは大きいものになると思いますが、建物の敷地に収まらないようなものではありません。

委員：お風呂の水とか洗濯の水とか、かなりの使用量になりますよね。それを処理して上澄みだけ流せるのでしょうか。

事務局：もう10年以上前から単独浄化槽というものは廃止になって、新築でまだ下水道が整備されていないお宅には合併浄化槽が入っているはずですが、10年以上は使われているものですので、その辺は問題ないと思います。

委員：先程合併浄化槽にした時の個人負担とか下水道にした場合の負担とか話がありましたが、前回料金改定をするときに、先行きの見越しを“このくらい的人数が増えて、今後こうなって、だから今改定して何年後にまた”という、それで今回このアクションプランをGOするのであれば、計画の見直しなので当然流域の人口が減るわけですよ、下水道の使用人口が減ることを意味するのですよね。そうすると先でこのくらい収入があると言ったのが減ってくる可能性と、もう一つは現段階でも下水道に繋いだ人と合併浄化槽もしくは単独浄化槽を使っている人との間で費用の負担が大きく違いますよね。仮にこのまま下水道はもうここまでしか整備しませんよ。でもその下水道は10年・20年経ったときに設備が古くなってきたときにそれを改修するためにもう一度料金を改定します、となると合併浄化槽の人は今と同じ負担で、下水道に接続したばかりにこの先ずっと費用を払い続ける、そのアンバランスさというか不公平感はどうなのですか。

事務局：使用料については、ご存知のとおり、作る費用も含めて100%賄っている状況ではないことは理解されていると思いますが、今現状で一年にかかる下水道使用料と、きちんと管理していればの話ですが、浄化槽の管理にかかる費用はほぼ一緒なのです。3万3千円程だったと思います。たくさん水を使えば下水道使用が高くなりますが、使用水量の平均で比較した場合は同じぐらいなのです。

しっかり維持管理していただいている場合の話ですが。年4回の法定点検を受けたり、浄化槽の大きさの規模によって清掃回数も違ってくるとは思います。

委員：それは何人槽くらいですか。

事務局：これは合併で20人槽です。

委員：たぶん一般家庭でそんなに大きなものは入っていないと思います。

事務局：20人槽というのは、料金の体系の中で、20人槽以下とそれを超えるもので分けているので、料金は20人槽以下であれば変わりません。だいたい3万から4万円、下水道使用料もそれくらいです。下水道使用料はこれから上がっていく可能性はあります。

委員：私の所はこの図に青く出てくるところで、まだ公共下水道になっていない区域が裏にあって、それが5軒面しているのですね。5軒に対して、うちが表の道に公共下水道を入れる時に後ろに対してもここに公共下水道を入れようと話したのですが、全員が計算した結果、やはり公共下水道の方がかなり高いという計算結果が出て皆さん嫌ですということで、うちは反対側の町道から下水をひくという形になったのですが、そうすると今の話だと多分ほとんどの方が“クエスチョンマーク”を付けると思うのですが、その辺はいかがですか。今の説明ですと、同じくらいですよと言われても“そう”と納得するのは難しいと思うのですが。

事務局：その辺をご理解いただくことが難しいところなのですが、浄化槽は言い方が悪いですけど、ほっといても使えてしまうので、そこの認識の差はあると思います。ただ、我々がシミュレーションするには原則で比較しないとイケないので、このような説明になります。損する得するという、観点がそれぞれ違うと思います。

委員：損とか得するというのではなくて、私も上手く表現できないのですが、町の中で大きな差ができてしまうような気がする。

事務局：人口が減るから収入が減る、そうすると一人の負担が増えるだろうというのは分かるのですが、それに伴って処理する費用も下がってきますので、単純に一人減ったからそれだけ減るかと言ったらそうではないので、そこはご理解いただきたいと思います。

委員：けど、下水道料金が下がることはないということですよ。前回の計算からすると段階的にという。

事務局：計算シミュレーション上は今借金を返していますので、それが平成32年をピークにだんだん下がってくる、それ以上に長寿命化で老朽化した施設を手直しして、またお金をかけていく、またそこで積み上がっていくとなかなか難しいかなと思いますけども、そこを上手く平準化してやれば下がらないとは言い切れませんが、今のところは難しいということですね。

委員：合併浄化槽の方も最終的に下水道を使うのですか。桜美園に流せば桜美園

から下水を使うということになるのですよね。

事務局：間接的には、はい。

委員：でも、その酒匂に流していくまでの途中の下水道の必要な費用も我々下水道の利用者が払っている。

事務局：これまでの整備した工事費の中には入っています。

委員：そうすると、そこもなんかおかしくなってきましたか。

議長：私の個人的な考えですけど、公共事業は大変大きな投資が必要になってくるので、単年度で採算がとれているのかという議論はなかなか大変だと思います。公益的なものですので、企業とは違いますから、いかに住民の方に理解を得て皆で維持していくという気持ちにならないと大変じゃないかなと思います。

委員：そうなのですが、この話が出ちゃうと、5年・10年を見越したらやっぱり下水道に接続するのはやめようという人は出ませんか。

議長：その人たちは間接的に税金が投入されているので、結局払っているということになるのではないですか。

委員：接続率を高めていこうというのとは違った方向にいてしまいますよね。だから、それでいいのかどうか。

委員：おそらく合併浄化槽にするか下水道にするかはランニングコストより初期投資がどのぐらいかかるかというのが実際に使用する人には大きいのではないのでしょうか。私の地区でも60～70万円、中には100万円かかったという方もいました。

委員：この茶色の所では、本人が好むかどうかには係らず接続できないわけですよ。下水道がないわけですから。違うのは、今までは浄化槽で処理した水がそのまま川に流れて、桜美園で処理したものもそのまま川に流れていたのが、それが下水に接続されるというところが違うわけですよね。

委員：二宮は地形が複雑ですし、難しいところがありますよね。こういう考え方が出てきて当然だと思います。

委員：この考え方で今後いくかどうかということですよね。

委員：物理的に難しいということですよね、こういう考えが出てくるということは。

委員：色が付いていないところは、人は住んでいませんか。

事務局：赤枠の外で色が付いていないところは居住がないところです。元々居住地を含めて525.7haにしております。

議長 次に3番その他を議題にします。本日の議題を含めて委員の皆様から意見がありましたらお願いします。

(3) その他

委員：確認したいのですが、町役場、町民センター、町民会館がまだ公共下水道未接続ということですが、それは本当なのですか。もし未接続だとしたら、なぜなのですか。

事務局：事実でございます。以前はこの役場と町民センターは市街化調整区域でありました。ご存知のとおり、調整区域はまだ整備が後になってくるので接続できない状況が長く続いたのですが、平成21年に市街化区域に編入されました。そうすると義務化になったのですが、今後庁舎をどうするか検討していて、現時点では見送っているのが実情です。

委員：町役場、町民センター、町民会館の汚水処理はどうされているのですか。

事務局：浄化槽です。

議長 他にないようですので、事務局から何かありましたらお願いします。

(今後の開催日程について事務局より報告)

議長 では本日の議題は予定どおり済みしましたので、進行を事務局に戻したいと思えます。

8 閉会

事務局 本日は、委員の皆様におかれましては忌憚のないご意見をいただきありがとうございました。今年度はもう一回開催予定でございますので、その時はよろしく願いいたします。

これをもちまして、本日の運営審議会を終了といたします。長時間ありがとうございました。

以 上